

報告第15号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 損害賠償の額を定めることについて
- 3 訴えの提起について
- 4 和解の申立てについて

専決第8号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和元年7月4日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	交通事故 令和元年6月10日（月） 午前9時9分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市泉町53番付近 市道小田井寿上陰線
相手方の 住所氏名	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
損害賠償額	37,800円
事故の概要	生涯学習課職員が公用車を運転中、不注意により赤信号に気付かず交差点に進入したため、通行中の車両と衝突した。衝突された車両が衝撃により相手方所有のガレージに衝突し、壁の一部を破損したもの。 (過失割合 豊岡市10割)

専決第9号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和元年8月9日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和元年7月24日（水）午前7時20分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市日高町日置94番9地先 市道池上日吉線
相手方の 住所氏名	[REDACTED]
損害賠償額	45,792円
事故の概要	相手方が、自家用車で市道池上日吉線を北東から南西へ走行中、側溝の不良個所に車両左側の前輪及び後輪が接触し、ホイール及びタイヤを損傷したもの。 (過失割合 豊岡市8割：相手方2割)

専決第10号

訴えの提起について

訴えの提起について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和元年7月12日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1. 訴訟の相手方及び支払いを求める金額の表示

氏 名	住 所	支払いを求める金額
■	■	■円

2 出訴の要旨

市営住宅入居者が死亡後、連帯保証人に対し退去修繕費を請求したところ、分納の申し出があり一部支払いがあったが、その後滞った。そのため、相続人3名に対して催告を行ったところ、1名より残金の一部の支払いがあったが、残りの2名からは支払いがなかった。よって、連帯保証人及び支払いのない相続人に対して、退去修繕費の支払いを求める訴えを提起したものである。

退去修繕費滞納額

氏 名	住宅名・部屋番号	退去修繕費
■	■	■円

3 訴訟に関する取扱い

控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。

専決第11号

和解の申立てについて

和解の申立てについて、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和元年8月5日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 和解の相手方

氏 名	住 所
[REDACTED]	[REDACTED]

2 和解の要旨

相手方は、平成31年4月から令和元年6月分までの市営住宅使用料（[REDACTED]円）を滞納しており、分割納付の誓約をしたにもかかわらず約束不履行を繰り返している。

そこで相手方に対し、滞納金の一括による支払いを請求したところ、分割納付の申し出があったことから、次のとおり市営住宅の滞納金の分割支払いについて、訴えの提起前に簡易裁判所に和解を申立てたものである。

- (1) 相手方は、申立人に対し、平成31年4月から令和元年6月分の市営住宅使用料である金員の合計 [REDACTED] 円の支払義務があることを確認した。
- (2) 相手方は、申立人に対し、前項の金員を次の通り分割して、毎月末日に限り豊岡市役所又は各振興局の納付窓口を持参して支払う。
 - ア 令和元年8月から令和元年12月まで金 [REDACTED] 円ずつ
 - イ 令和2年1月から令和2年3月まで金 [REDACTED] 円ずつ
- (3) 相手方は申立人に対し、第2項記載の金員を分割して支払う他、令和元年8月以降の本件建物についての賃貸借契約に基づく毎月末日限り当月分の市営住宅使用料 [REDACTED] 円を、豊岡市役所又は各振興局の納付窓口を持参して支払う。

- (4) 相手方が第2項、第3項の金員の支払を1回以上怠ったとき、申立人は相手方に対し、何らの催告を要しないで、本件建物に関する賃貸借契約を解除する。
- (5) 第4項により本件建物に関する賃貸借契約が解除されたときは、相手方は、申立人に対し、即時に建物を明渡す。
- (6) 第4項により、本件建物に関する賃貸借契約が解除され、明渡し後の建物の原状回復に要する費用は、相手方の負担とする。
- (7) 相手方は、本件建物の明け渡し後、建物内に残置した一切の動産類の所有権を放棄し、申立人がいかように処分しようとも異議を述べない。残置動産類の撤去に要する費用は、相手方の負担とする。
- (8) 和解費用については各自の負担とする。

3 和解に関する取扱い

この和解に関するすべての事項の実施については市長に一任する。

報告第 16 号

平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年 8 月 30 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.90)	— (16.90)	12.3 (25.0)	74.8 (350.0)

(注) ()書きは、法第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 7 条に定める数値である。

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
太陽光発電事業特別会計	—	112,460 千円
水道事業会計	—	1,691,286 千円
下水道事業会計	—	1,813,914 千円
農業共済事業特別会計	—	127,583 千円

(注) 備考欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号及び第 3 号の規定による事業の規模を表す。

平成 30 年 度

豊岡市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

豊岡市監査委員

令和元年8月22日

豊岡市長 中 貝 宗 治 様

豊岡市監査委員 保 田 勇 一
豊岡市監査委員 中 嶋 英 樹
豊岡市監査委員 木 谷 敏 勝

平成30年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、
審査に付された平成30年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定
の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとおりその意見を提出します。

平成 30 年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 30 年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

審査に付された平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類、歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員から説明を受けるとともに、質疑の方法も併用した。

3 審査の期間

2019 年 7 月 20 日から 8 月 16 日

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	11.90	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.90	30.00
実質公債費比率	12.3	11.9	0.4	25.0	35.0
将来負担比率	74.8	89.4	△14.6	350.0	

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、「—」と記載している。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	経営健全化 基準
太陽光発電事業特別会計	—	—	—	20.0%
水道事業会計	—	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	—	20.0%
農業共済事業特別会計	—	—	—	20.0%

(注)資金不足比率については、資金不足額を生じていないため、「—」と記載している。

2 総括

(1) 今回の算定結果について

ア 実質赤字比率

平成30年度の実質赤字比率は、一般会計等では27億8,890万9千円（うち前年度からの繰越金6,407万4千円）の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。

なお、一般会計では、財政調整基金から5億4,240万5千円、市債管理基金から3億1,826万8千円、地域振興基金から7億3,870万6千円それぞれ繰入を行っている。

イ 連結実質赤字比率

平成30年度の連結実質赤字比率は、市全体（管理会財産区特別会計を除く）の会計で59億8,821万円の黒字となっており、連結実質赤字額は生じていない。

ウ 実質公債費比率

平成30年度の実質公債費比率は12.3%で、前年度数値から0.4ポイント悪化した。

エ 将来負担比率

平成30年度の将来負担比率は74.8で、前年度数値から14.6ポイント改善した。

オ 資金不足比率

公営企業会計における平成30年度の資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため算定されない。

(2) 意見

平成30年度決算に係る健全化判断比率のうち実質公債費比率は、前年度数値から悪化し、将来負担比率は、改善した。いずれの数値も早期健全化基準（実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%）を下回っている。

公営企業会計においては、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、良好な状態にあると認められる。

市全体の市債の現在高は確実に減少しているが、類似団体と比較すると依然として高水準で推移している。また、合併特例制度である普通交付税合併算定替の段階的縮減が平成28年度から始まり、合併特例債の発行可能額も残り僅かとなっている現状からすると、今後は厳しい財政状況となるのは明白である。平成30年8月に作成された「豊岡市長期財政見通し」でもこのことは裏付けられている。

今後とも行財政改革や既存事業の見直し、市債残高の着実な縮減、公営企業及び関係する団体の公債費負担の軽減など、引き続き財政健全化に向けた取り組みに努められたい。

「豊岡市長期財政見通し」により明らかになった間近に迫る「財政の危機」に備え、財政体質の一層の改善が望まれる。

審 査 資 料

凡 例

- 1 文中に用いる金額は、千円単位で表示している。
- 2 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」「」……皆無又は該当数値なし
「0」……該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは、値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めのある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めによる。

1 審査の対象会計

各比率の対象となる会計は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲		
健全化法	豊岡市の会計等区分	各指標の適用範囲
一般会計等	<input type="checkbox"/> 一般会計 <input type="checkbox"/> 診療所事業特別会計 <input type="checkbox"/> 霊苑事業特別会計	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	<input type="checkbox"/> 国民健康保険事業特別会計(事業勘定) <input type="checkbox"/> 国民健康保険事業特別会計(直診勘定) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療事業特別会計 <input type="checkbox"/> 介護保険事業特別会計	
公営企業会計	【法適用企業】 <input type="checkbox"/> 水道事業会計 <input type="checkbox"/> 下水道事業会計 <input type="checkbox"/> 農業共済事業特別会計 【法非適用企業】 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業特別会計	
一部事務組合・広域連合	<input type="checkbox"/> 公立豊岡病院組合 <input type="checkbox"/> 北但行政事務組合、但馬広域行政事務組合 兵庫県市町村職員退職手当組合 兵庫県市町交通災害共済組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合	
地方独立行政法人・地方三公社・第三セクター等	<input type="checkbox"/> 豊岡市土地開発公社(債務保証) <input type="checkbox"/> 兵庫県信用保証協会(損失補償)	

(注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定する。
 2 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業をいう。
 法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。
 3 管理会財産区特別会計は、上記指標の対象外である。

2 健全化判断比率等の状況(総括表)

(1) 健全化判断比率

当該年度の健全化判断比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位: %、ポイント)

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
比 率	平成30年度	△ 3.02	△ 21.32	12.3	74.8
	平成29年度	△ 3.07	△ 20.34	11.9	89.4
	対前年度増減	0.05	△ 0.98	0.4	△ 14.6
早期健全化基準		11.90	16.90	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字がないため、△表示となっている。

(2) 資金不足比率

当該年度の資金不足比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位: %)

会計名	比 率			経営健全化 基 準
	平成30年度	平成29年度	対前年度増減	
太陽光発電事業特別会計	△ 3.30	△ 5.40	2.10	20.00
水道事業会計	△ 180.74	△ 162.85	△ 17.89	
下水道事業会計	△ 63.73	△ 61.45	△ 2.28	
農業共済事業特別会計	△ 152.15	△ 130.47	△ 21.68	

(注) 資金不足が生じていないため、比率が△表示となっている。

3 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、豊岡市の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。)に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

① 一般会計等の実質赤字額

(単位:千円)

区 分	一般会計	診療所事業特別会計	霊苑事業特別会計
歳 入 総 額 ①	47,012,386	267,794	40,270
歳 出 総 額 ②	44,983,933	247,594	32,649
歳入歳出差引額 ③=①-②	2,028,453	20,200	7,621
翌年度に繰り越すべき財源 ④	1,205,606		
実 質 収 支 額 ③-④	822,847 ア	20,200 イ	7,621 ウ

(注) 歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

実質赤字額 (ア+イ+ウ) = △ 850,668 千円 A

標準財政規模 28,075,108 千円 B

$$(A/B) \times 100 = \frac{\triangle 850,668 \text{ 千円}}{28,075,108 \text{ 千円}} = \triangle 3.02 \%$$

実質赤字比率
-

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

<標準財政規模>

(単位:千円、%)

項目	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
標準税収入額等	11,452,182	11,524,985	△ 72,803	△ 0.6
普通交付税額	15,273,300	15,412,537	△ 139,237	△ 0.9
臨時財政対策債発行可能額	1,349,626	1,392,607	△ 42,981	△ 3.1
合 計	28,075,108	28,330,129	△ 255,021	△ 0.9

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、豊岡市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、豊岡市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		平成30年度	平成29年度	対前年度増減	
一般会計等	一 般 会 計		822,847	820,813	2,034
	一般会計等に属する特別会計	診療所事業特別会計	20,200	22,666	△ 2,466
		霊苑事業特別会計	7,621	26,857	△ 19,236
	小 計 A		850,668	870,336	△ 19,668
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)		354,391	474,948	△ 120,557
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)		3,397	7,054	△ 3,657
	後期高齢者医療事業特別会計		28,819	25,565	3,254
	介護保険事業特別会計		340,087	263,086	77,001
	小 計 B		726,694	770,653	△ 43,959
公営企業会計	法適用	水道事業会計	3,056,989	2,795,081	261,908
		下水道事業会計	1,156,022	1,124,638	31,384
		農業共済事業特別会計	194,121	196,217	△ 2,096
	法非適用	太陽光発電事業特別会計	3,716	6,249	△ 2,533
	小 計 C		4,410,848	4,122,185	288,663
合 計 (D=A+B+C)		5,988,210	5,763,174	225,036	
標 準 財 政 規 模 E		28,075,108	28,330,129	△ 255,021	

(注) 公営企業会計では、実質収支額を資金不足額又は剰余額と読み替える。

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字額(D)} &= \boxed{\Delta 5,988,210 \text{ 千円}} \\ (D/E) \times 100 &= \frac{\Delta 5,988,210 \text{ 千円}}{28,075,108 \text{ 千円}} = \boxed{\Delta 21.32 \%} \\ &= \boxed{\text{連結実質赤字比率}} \\ &= \boxed{-} \end{aligned}$$

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

(参考)

表1 平成30年度一般会計及び特別会計の決算額

(単位:千円)

会計名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り越 すべき財源 (3)	実質収支額 (1) - (2) - (3)
一 般 会 計	47,012,386	44,983,933	1,205,606	822,847
診療所事業特別会計	267,794	247,594		20,200
霊苑事業特別会計	40,270	32,649		7,621
一般会計等の計	47,320,450	45,264,176	1,205,606	850,668
国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)	9,084,778	8,730,387		354,391
国民健康保険事業特別会計 (直診勘定)	92,002	88,605		3,397
後期高齢者医療事業 特別会計	1,203,223	1,174,404		28,819
介護保険事業特別会計	9,516,355	9,176,268		340,087
特別会計の計	19,896,358	19,169,664	0	726,694

表2 公営企業会計別資金不足額(剰余額)

(単位:千円)

会 計 名		流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法 適 用	水道事業会計	3,373,130		316,141		3,056,989
	下水道事業会計	2,676,151		1,520,129		1,156,022
	農業共済事業特別会計	208,680		14,559		194,121
	小 計	6,257,961		1,850,829		4,407,132

(単位:千円)

会 計 名		歳入額 (1)	繰越明許費等一 未収入特定財源(2)	歳出額 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法非 適用	太陽光発電事業特別会計	118,752		115,036		3,716
	小 計	118,752		115,036		3,716
合 計		6,376,713		1,965,865		4,410,848

(注) 「流動資産等」は、流動資産から控除財源を引き、貸倒引当金を加えた額である。

「流動負債等」は、流動負債から控除企業債、控除引当金を差し引いた額である。

(3)実質公債費比率

実質公債費比率とは、豊岡市が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

<算定式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

- A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)
 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)
 C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
 D : 元利償還金又は準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入(準)公債費の額)
 E : 標準的な規模の収入の額(標準財政規模)

(単位:千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
A 地方債の元利償還金(=a1-a2-a3)	6,407,527	6,491,422	6,381,057
一般会計等に係る公債費 a1	6,647,527	7,163,408	7,022,477
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 a2		60,566	
満期一括償還地方債の元金償還額 a3	240,000	611,420	641,420
B 地方債の準元利償還金(=b1+b2+b3+b4+b5)	3,933,770	3,957,872	3,904,637
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額 b1	40,000	106,903	116,903
公営企業債の償還財源に充てられたと認められる繰入金 b2	2,944,707	2,883,923	2,941,839
下水道事業特別会計	2,730,724	2,667,943	2,606,666
水道事業特別会計	213,914	215,918	335,095
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	69	62	78
宅地事業特別会計			
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 b3	949,063	966,596	843,254
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(社会福祉法人施設建設借入金) b4			
一時借入金利子(繰替運用を除く。) b5		450	2,641
C 地方債償還に充当される特定財源(=c1+c2+c3+c4+c5)	147,270	185,663	207,998
国県等からの利子補給 c1			
転貸債に係る元利償還金 c2	3,193	5,016	6,389
公営住宅使用料 c3	143,520	159,276	175,017
都市計画税充当額 c4	557	507	1,264
その他特定財源(湯島財産区特別会計繰入金、駐車場使用料等) c5		20,864	25,328
D 基準財政需要額算入額(=D1)	7,491,641	7,596,477	7,784,267
一般会計等公債費算入額(D1=d1+d2+d3)	7,491,641	7,596,477	7,784,267
事業費補正額 d1	2,449,240	2,354,558	2,465,172
災害復旧費等算入額 d2	4,397,654	4,588,078	4,613,370
密度補正算入額 d3	644,747	653,841	705,725
E 標準財政規模(=e1+e2+e3)	28,075,108	28,330,129	28,711,442
標準税収入額等 e1	11,452,182	11,524,985	11,625,918
普通交付税額 e2	15,273,300	15,412,537	15,716,378
臨時財政対策債発行可能額 e3	1,349,626	1,392,607	1,369,146

<実質公債費比率の状況>

(単位:千円)

平成30年度 (単年度)	=	(6,407,527	+	3,933,770)	-	(147,270	+	7,491,641)	=	
														13.12892%
平成29年度 (単年度)	=	(6,491,422	+	3,957,872)	-	(185,663	+	7,596,477)	=	
														12.86389%
平成28年度 (単年度)	=	(6,381,057	+	3,904,637)	-	(207,998	+	7,784,267)	=	
														10.95910%

(注) 単年度実質公債費比率は、小数点以下第6位を四捨五入している。

実質公債費比率
(3か年平均)

12.3 %

(注) 実質公債費比率は、小数点以下第2位を切り捨てしている。

<実質公債費比率の推移>

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
18.3%	16.9%	15.5%	13.9%	12.6%	11.8%	11.9%	12.3%

【参考】 類似団体等との比較(平成29年度決算)

総務省平成29年度財政状況資料に基づく。

区 分	実質公債費比率
兵 庫 県 平 均	7.4%
兵 庫 県 内 都 市 平 均	7.3%
兵庫県内類似団体(注)(芦屋市)	8.3%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高に加え、土地開発公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、豊岡市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

- A : 将来負担額
 B : 充当可能基金額(地方債償還額等に充てることができる基金)
 C : 充当可能特定財源見込額(地方債償還額等に充てることができる特定財源)
 D : 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額
 E : 標準財政規模 (28,075,108 千円)
 F : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (7,491,641 千円)

(注) 実質公債費比率算定で用いたD基準財政需要額算入額の数値

(単位:千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度	
A 将来負担額(A1+A2+A3+A4+A5+A6+A7)	111,871,892	117,912,387	124,689,452	
当該年度末一般会計等地方債現在高(=a1+a2+a3)	A1	54,742,335	57,455,771	61,802,820
一般会計	a1	54,669,846	57,384,754	61,736,240
診療所事業特別会計	a2	72,489	71,017	66,580
霊苑事業特別会計	a3			
債務負担行為に基づく支出予定額(=a4+a5)	A2	111,127	111,127	111,127
土地開発公社依頼土地買戻し	a4	111,127	111,127	111,127
社会福祉法人の施設建設に係るもの	a5			
公営企業債等繰入見込額(=a6+a7+a8+a9)	A3	38,844,790	41,299,627	43,831,993
水道事業会計	a6	2,754,983	3,106,641	3,735,004
下水道事業会計	a7	36,089,314	38,192,571	40,096,572
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	a8	493	415	417
宅地事業特別会計	a9			
組合等の地方債の元金償還に充てる本市負担見込額(=a10)	A4	12,059,712	12,578,517	12,489,915
公立豊岡病院組合	a10	12,059,712	12,578,517	12,489,915
退職手当負担見込額(=a11+a12+a13)	A5	6,113,928	6,467,345	6,446,658
一般職退職手当支給予定額	a11	5,844,824	6,241,067	6,222,138
特別職退職手当支給予定額	a12	17,696	8,115	36,854
退職手当組合積立不足額	a13	251,408	218,163	187,666
設立法人の負担額等に係る一般会計等の負担見込額(=a14+a15+a16)	A6			6,939
土地開発公社	a14			
第三セクター	a15			
その他の債務補償債務等(兵庫県信用保証協会)	a16			6,939
連結実質赤字額(=a17+a18+a19)	A7			
市会計	a17			
公立豊岡病院組合	a18			
北但行政事務組合他5団体	a19			

(注) 北但行政事務組合他5団体とは、但馬広域行政事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県市町交通災害共済組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般会計・特別会計)である。

(単位:千円)

区 分		平成30年度	平成29年度	平成28年度
B	充当可能基金額(=b1~b13合計額)	18,835,745	18,601,979	19,359,861
	財政調整基金 b1	5,275,106	5,652,636	12,184,392
	市債管理基金 b2	2,306,479	2,526,163	4,181,921
	福祉基金 b3	1,196,630	1,196,630	1,196,630
	公共施設整備基金 b4	7,606,662	7,180,000	
	コウノリ基金 b5	50,267	56,684	67,232
	水と土保全対策基金 b6	30,000	30,000	30,000
	奨学基金 b7	169,846	159,254	146,830
	植村直己顕彰基金 b8	132,537	144,132	149,100
	被災者生活再建支援基金 b9	517,284	514,293	513,525
	国民健康保険財政調整基金 b10	607,795	342,593	266,938
	介護保険給付費準備基金 b11	302,233	291,498	198,734
	土地開発基金 b12	552,912	446,377	362,975
	その他の基金 b13	87,994	61,719	61,584
C	充当可能特定財源見込額(=c1~c8合計額)	1,003,196	1,133,413	1,295,604
	国庫支出金等 c1			
	転貸債に係る償還金(住宅新築・改修資金貸付金、災害援護資金等) c2	58,588	68,458	76,584
	公営住宅使用料 c3	872,119	999,338	1,139,382
	都市計画税 c4			
	診療所収入 c5	72,489	65,617	63,680
	駐車場収入 c6			15,958
	湯島財産区特別会計繰入金 c7			
	霊苑永代使用料 c8			
D	(=d1~d19合計額)	76,621,300	79,620,489	82,557,681
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	消防費 d1			
	道路橋りょう費 d2	157,272	254,125	386,505
	港湾費 d3			
	都市計画費 d4			
	公園費 d5	2,787	4,431	6,350
	下水道費 d6	24,623,436	25,758,401	26,848,840
	その他の土木費 d7	1,416	1,966	2,531
	小学校費 d8	335,604	422,313	509,277
	中学校費 d9	210,927	265,776	319,477
	その他の教育費 d11			
	社会福祉費 d12			
	保健衛生費 d13	7,157,089	7,470,427	7,437,196
	高齢者保健福祉費 d14			
	清掃費 d15	6,800	8,596	11,092
	農業行政費 d16	87,796	134,619	190,595
	林野水産行政費 d17	16,510	29,338	46,149
	地域振興費 d18	462,345	597,773	813,943
	公債費 d19	43,559,318	44,672,724	45,985,726
	災害復旧費	177,177	76,301	64,743
辺地対策事業債償還費	184,400	182,480	185,438	
補正予算債償還費	425,241	339,296	399,703	
財源対策債償還費	521,426	700,344	921,903	
減税補てん債償還費	272,738	364,441	454,552	
臨時財政対策債	18,943,684	18,939,935	18,768,036	

(単位:千円)

区 分		平成30年度	平成29年度	平成28年度
つ づ き	東日本大震災全国緊急防災施設等償還費	3,209,286	2,945,212	2,724,878
	過疎対策事業償還費	2,342,206	2,384,875	2,566,258
	合併特例償還費	17,483,160	18,739,840	19,839,146
	その他の起償還費			61,069

(単位:千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
実質的な将来負担額(A-B-C-D)	15,411,651	18,556,506	21,476,306
市民一人当たりの実質的な将来負担額(A-B-C-D)	188	223	256

(参考) 住基人口(人) 82,043 83,174 83,936

(注) 算出に当たっては、各年度1月1日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)を用いている。

<将来負担比率の状況> (平成30年度)

(単位:千円)

$$\text{将来負担比率} = \frac{111,871,892 - (18,835,745 + 1,003,196 + 76,621,300)}{28,075,108 - 7,491,641} = 74.8\%$$

(注) 将来負担比率は、小数点以下第1位を切り捨てしている。

<将来負担比率の推移>

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
153.4%	131.6%	120.5%	110.8%	112.5%	102.6%	89.4%	74.8%

【参考】 類似団体等との比較(平成29年度決算)

総務省平成29年度財政状況資料に基づく。

区 分	将来負担比率
兵 庫 県 平 均	54.9%
兵 庫 県 内 都 市 平 均	56.4%
兵庫県内類似団体(注) (芦屋市)	90.4%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

4 資金不足比率について

資金不足比率とは、豊岡市の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○水道事業会計 [法適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		平成30年度	平成29年度	平成28年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 3,056,989	△ 2,795,081	△ 2,721,388
流動負債	a	1,142,354	976,029	1,047,716
控除企業債等	b	826,213	824,641	824,062
控除引当金等	c			12,632
流動資産	d	3,373,130	2,946,469	2,913,466
貸倒引当金	e			18,944
事業の規模(営業収益の額)	B	1,691,286	1,716,312	1,749,178
A/B×100		△ 180.74	△ 162.85	△ 155.58
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○下水道事業会計 [法適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		平成30年度	平成29年度	平成28年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 1,156,022	△ 1,124,638	△ 1,092,199
流動負債	a	5,010,152	4,498,585	4,026,291
控除企業債等	b	3,490,023	3,398,397	3,297,948
控除引当金等	c			8,789
流動資産	d	2,676,151	2,224,826	1,797,868
貸倒引当金	e			13,885
事業の規模(営業収益の額)	B	1,813,914	1,829,875	1,823,662
A/B×100		△ 63.73	△ 61.45	△ 59.89
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○農業共済事業特別会計 [法適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		平成30年度	平成29年度	平成28年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 194,121	△ 196,217	△ 186,609
流動負債	a	14,559	20,604	12,934
控除企業債等	b			
控除引当金等	c			4,147
流動資産	d	208,680	216,821	195,396
貸倒引当金	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	127,583	150,389	142,981
A/B×100		△ 152.15	△ 130.47	△ 130.51
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○太陽光発電事業特別会計〔法非適用企業〕

(単位:千円、%)

区 分		平成30年度	平成29年度	平成28年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 3,714	△ 6,249	△ 782
歳出額	a	115,038	111,917	112,050
算入地方債	b			
歳入額	c	118,752	118,166	112,832
繰越明許費繰越額	d			
未収入特定財源	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	112,460	115,647	107,136
$A/B \times 100$		△ 3.30	△ 5.40	△ 0.72
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

報告第 17 号

放棄した債権の報告について（一般会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成 26 年条例第 51 号）第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 30 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

債権放棄調書（都市整備部 建築住宅課）

債権の名称・種類	市営住宅使用料		私債権	
債権放棄年月日	平成 31 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		0	0	0
第 2 号(破産法)		0	0	0
第 3 号(消滅時効)	※行方不明	1	18	338,200
	※死亡	1	49	884,400
	※生活困窮等	2	20	161,000
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		4	87	1,383,600

債権放棄調書（都市整備部 建築住宅課）

債権の名称・種類	住宅新築資金貸付金		私債権	
債権放棄年月日	平成 31 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		1	198	4,265,030
第 2 号(破産法)		0	0	0
第 3 号(消滅時効)	—	0	0	0
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		1	198	4,265,030

報告第 18 号

放棄した債権の報告について（水道事業会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成 26 年条例第 51 号）第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 30 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

債権放棄調書（上下水道部 水道課）

債権の名称・種類	水道料金		私債権	
債権放棄年月日	平成 31 年 3 月 31 日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する 条例第 13 条第 1 項適用規定)	特記事由	水栓数 (人数)	件数 (期数)	金額(円)
第 1 号(生活困窮)		0	0	0
第 2 号(破産法)		0	0	0
第 3 号(消滅時効)	※行方不明	28	112	404, 114
	※死亡	18	75	168, 654
	※破産	4	12	27, 776
	※倒産	3	10	80, 119
	※転出	32	98	149, 469
第 4 号(限定承認)		0	0	0
第 5 号(法的処理後)		0	0	0
第 6 号(徴収停止後)		0	0	0
合計		85	307	830, 132